

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成28年10月13日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600207号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600059号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年2月

A社から平成17年2月に賞与が支払われていたと思うが、年金記録に反映されていないので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の商業登記簿謄本によると、同社は平成21年に解散し、平成23年に清算終了しているところ、同社の元代表清算人から提出された請求者に係る平成17年2月給与のデータによると、同社における賞与の呼称である「半期インセンティブ」の欄には「0」と記載されている上、同清算人も同社から請求者に対して請求期間に係る賞与が支払われた記録は無く、当該賞与に係る厚生年金保険料も控除されていないと回答している。

また、請求期間当時、A社が加入していたB健康保険組合から提出された請求者の賞与に係る「適用台帳」によると、同社から請求者に対して賞与が支払われた記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。